

# 月収額の計算のしかた

★月収額を計算する前に、次のことを確かめてください。

- (1) あなたの同居親族、または同居しようとする親族と扶養親族の人数は…。
- (2) あなたの世帯の総収入金額、または総所得金額は…。
- (3) あなたの世帯の収入基準にあっていますか…。

(1) 同居親族、扶養家族の数は？

入居しようとする親族（本人を除く。）及び、入居しない遠隔地扶養親族のことをいいます（家族を不自然に分割、または合併した場合には、申込みができません）。

(2) あなたの総収入金額、または総所得金額がいくらであるか調べましょう。

★(3)あなたは、給与所得者ですか？ 年金所得者ですか？ その他の所得者ですか？

## 給与所得者とは？

俸給、給料、賃金、ボーナスなどの所得です。  
たとえば、会社員、店員パート、事業専従者などの収入をいいます。給与所得でいう総収入金額とは、給与所得控除する前のもので、ボーナス、手当等を含んだ金額です。

## 年金所得者とは？

厚生年金、国民年金、恩給などの所得です。  
たとえば、老齢年金、退職年金等をいいます。  
その他、法律により非課税とされる各種年金（障害・遺族・福祉年金等）についての所得は0円としてください。

## その他の所得者とは？

事業所得、利子所得、不動産所得、雑所得等の所得です。  
たとえば、自営業、サービス業、外交員等の所得をいいます。これらの所得で税の申告をしていない方は、速やかに申告したうえで、所得金額を十分確認してください。

## ご注意

- ① 所得としないもの → 生活保護の各種扶助、法律により非課税とされている各種年金（遺族年金等）などの非課税所得については、所得0円で計算してください。
- ② 退職予定の場合 → 申込みの時は働いているが、出産・結婚・定年退職などの理由で入居資格審査の時までに退職する方で、以降無職無収入となる方は、収入は0円として計算してください。
- ③ 休職中の場合 → 申込み現在で職の決まっていない方は、収入は0円として計算してください。
- ④ 年齢は → 申込期間の最終受付日現在の年齢とします。
- ⑤ 妊娠中で申込みの場合 → 申込期間の最終日までに出産していなければ控除の人数には含みません。
- ⑥ 次のものについては、所得金額に含みません。（法令などにより非課税とされているもの）
  - 遺族恩給・遺族年金・増加恩給・傷病者恩給・障害年金
  - 雇用保険法による失業給付・労働者災害補償保険法による補償・労働基準法に基づく休業補償費等
  - 生活保護の扶助料・児童扶養手当等

# (その1) 月収額の計算のしかた

## 給与所得者の場合

月収額を計算してみましょう。

### (1) 年間総収入の計算

あなたが仕事を始めた時期	対象の収入金額
① 現在の勤務先に前年1月1日以前から引き続き勤務している方	前年中の年間総収入金額 (源泉徴収票の支払金額の欄)
② 現在の勤務先に前年1月2日以降に就職し、現在まで1年以上勤務している方	勤務した翌月から12ヶ月間の総収入額
③ 現在の勤務先に就職してからまだ1年にならない方	勤務した翌月から申込月の前月までの総収入額をもとに、次により計算した推定金額 $\frac{\text{総収入額} - \text{賞与}}{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12 + \text{賞与}$ = 1年間の推定総収入額
④ 現在の勤務先に勤めて、まだ1ヶ月分の給与を受けていない方	雇用条件に基づき支給が予定されている1ヶ月分の給与を12倍した年間の推定総収入金額



年間総収入金額	円
---------	---



### (2) 年間総収入金額から年間給与所得金額を計算する

総収入金額	年間給与所得の計算方法	
551,000円 未満	年間給与所得 = 0円	
551,000円 以上 1,619,000円 未満	(総収入金額) - 550,000 = 年間給与所得	
1,619,000円 以上 1,620,000円 未満	年間給与所得 = 1,069,000円	
1,620,000円 以上 1,622,000円 未満	年間給与所得 = 1,070,000円	
1,622,000円 以上 1,624,000円 未満	年間給与所得 = 1,072,000円	
1,624,000円 以上 1,628,000円 未満	年間給与所得 = 1,074,000円	
1,628,000円 以上 1,800,000円 未満	★年間収入金額を4000で割り、その答えの1円未満を切捨てた後、4000を掛け戻した額を右の(A)にあてはめてください。	$(A) \times 0.6 + 100,000 = \text{年間給与所得}$
1,800,000円 以上 3,600,000円 未満		$(A) \times 0.7 - 80,000 = \text{年間給与所得}$
3,600,000円 以上 6,600,000円 未満		$(A) \times 0.8 - 440,000 = \text{年間給与所得}$



年間給与所得金額	円
----------	---

(申込書の年間所得金額欄)に記入してください。



年間給与所得の合計金額	円
-------------	---

※収入のある方が2名以上からなる世帯については、それぞれの年間所得を計算し、合計してください。

(3) 年間給与所得金額から、次の控除額を差し引いてください

控除の種類と金額	控除額
① 同居及び扶養親族控除 38万円 × 人	
② 同一生計配偶者が七十歳以上の者控除・ 老人扶養控除（70歳以上） 10万円 × 人	
③ 特定扶養控除（16歳以上23歳未満） 25万円 × 人	
④ 障害者控除 27万円 × 人	
⑤ 特別障害者控除 40万円 × 人	
⑥ ひとり親控除（所得が35万円未満の場合はその額） 35万円 × 人	
⑦ 寡婦控除（所得が27万円未満の場合はその額） 27万円 × 人	
⑧ 給与所得者 10万円 × 人 ※その者の所得の金額が10万未満の場合はその額	
	<b>控除額の合計額</b>

控除に関する詳しい説明は、「控除額について」をご覧ください。



<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <b>控除後の所得額</b> </div>	円	÷ 12 =	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; text-align: center;"> <b>計算後の月収額</b> </div>
			円

（「計算後の月収額」を申込書に記入してください。）

申込みできる計算後の月収額
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「一般世帯」の方は158,000円以下の方</li> <li>● 「裁量世帯」に該当する方は214,000円以下の方</li> </ul>

※月収額が基準額を超える方はお申込み頂けませんので、必ずご確認ください。

## (その2) 月収額の計算のしかた

### 年金所得者の場合

月収額を計算してみましょう。

#### (1) 年間総収入の計算

① 引き続き1年以上年金を受給されている方	前年中の受給金額。なお、年金額の改定があったときは改定通知書の年金額 (2種類以上の課税対象年金を支給されている場合は、その合計年金額)
② 年金を受給されて、まだ1年にならない方	年金証書の支払年金額。なお、年金額の改定があったときは改定通知書の年金額 (2種類以上の課税対象年金を支給されている場合は、その合計年金額)



年間総収入金額	円
---------	---



#### (2) 年間総収入金額から年間年金所得金額を計算する

受給者の年齢	年間総収入金額 (A)	年間年金所得金額
65歳未満	60万円以下	年間年金所得金額 = 0
	60万円超 130万円未満	(A) - 60万円 = 年間年金所得
	130万円以上 410万円未満	(A) × 0.75 - 27.5万円 = 年間年金所得
	410万円以上 770万円未満	(A) × 0.85 - 68.5万円 = 年間年金所得
65歳以上	110万円以下	年間年金所得金額 = 0
	110万円超 330万円未満	(A) - 110万円 = 年間年金所得
	330万円以上 410万円未満	(A) × 0.75 - 27.5万円 = 年間年金所得
	410万円以上 770万円未満	(A) × 0.85 - 68.5万円 = 年間年金所得

↓

年間年金所得金額		円
----------	--	---

(申込書の年間所得金額欄  
に記入してください。)

※収入のある方が2名以上からなる世帯については、それぞれの年間所得を計算し、合計してください。

↓

控除額の合計額		円
---------	--	---

控除に関する詳しい説明は、「控除額  
について」をご覧ください。

↓

控除後の所得額		円	÷ 12 =	<div style="background-color: #e0e0e0; padding: 2px;">計算後の月収額</div> <div style="height: 30px;"></div>	円
---------	--	---	--------	---	---

(「計算後の月収額」を申込書  
に記入してください。)

<b>申込みできる計算後の月収額</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「一般世帯」の方は 158,000 円以下の方</li> <li>● 「裁量世帯」に該当する方は 214,000 円以下の方</li> </ul>

※月収額が基準額を超える方はお申込み頂けませんので、必ずご確認ください。

## (その3) 月収額の計算のしかた

### その他の所得者の場合

月収額を計算してみましょう。

#### (1) 年間所得金額の計算

① 前年1月1日以前から引き続き現在まで同じ事業をしている方	前年中の年間所得金額 (前年分の所得税確定申告書控の所得金額) 所得金額 = 年間総収入金額 - 必要経費
② 前年1月2日以後に現在の事業を始めた方	事業を始めた翌月からの所得金額をもって計算する (収入期間のとりかた等については、「給与所得者の場合」の例にならってください。)

↓

年間所得金額	円
--------	---

(申込書の年間所得金額欄に記入してください。)

※収入のある方が2名以上からなる世帯については、それぞれの年間所得を計算し、合計してください。

↓

控除額の合計金額	円
----------	---

控除に関する詳しい説明は、「控除額について」をご覧ください。

↓

控除後の所得額	円
---------	---

÷ 12 =

計算後の月収額	円
---------	---

(「計算後の月収額」を申込書に記入してください。)

#### 申込みできる計算後の月収額

- 「一般世帯」の方は 158,000 円以下の方
- 「裁量世帯」に該当する方は 214,000 円以下の方

※月収額が基準額を超える方はお申込み頂けませんので、必ずご確認ください。

# 控除額について

(所得税法により認定された人であることが必要です。)

控除の種類	控 除 対 象 者	控 除 額
同居親族控除	入居しようとする親族（本人を除く。）	1人につき 38万円
同居していない扶養親族控除	同居していない所得税法上の同一生計配偶者又は扶養親族	1人につき 38万円
同一生計配偶者が七十歳以上の者控除 老人扶養控除	同一生計配偶者又は扶養親族で、70歳以上の方	1人につき 10万円
特定扶養控除	扶養親族で年齢16歳以上23歳未満の方	1人につき 25万円
障害者控除	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳の交付を受けている方</li> <li>戦傷病者手帳の交付を受けている方</li> <li>知的障害者更生相談所等により知的障害と判定された方</li> <li>精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方</li> </ul>	1人につき 27万円
特別障害者控除	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳の交付を受けている方で1級又は2級に該当する方</li> <li>戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症から第3項症までに該当する方</li> <li>知的障害者更生相談所等により重度A1又はA2の知的障害と判定された方</li> <li>精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級に該当する方</li> <li>原子爆弾被爆者のうち厚生労働大臣の認定を受けている方（重度の障害とされている方）</li> </ul>	1人につき 40万円
ひとり親控除	婚姻をしていない又は配偶者と離婚・死別等をした後に婚姻又は事実婚状態にない方で、生計を一にする子（所得48万円以下かつ他者の扶養になっていない。）を有し、合計所得額が500万円以下である方	35万円 (所得が35万円未満の場合は、その額)
寡婦控除	上記のひとり親控除には該当せず、事実婚状態にない方で、以下のいずれかの要件を満たす方 <ul style="list-style-type: none"> <li>夫と離別した人で、扶養親族があり、合計所得額が500万円以下である方</li> <li>夫と死別等した人で、合計所得額が500万円以下である方</li> </ul>	27万円 (所得が27万円未満の場合は、その額)
給与所得者	申込者本人又は同居親族で過去一年間において給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する者（その者の所得等の金額が10万円未満である場合にはその金額）	10万円 (上記と重複して控除することができます。)
公的年金等所得者		

※この表は簡略化して記載しています。詳しくは所得税法及び同施行令、公営住宅法及び同施行令を参照してください。

※控除が認定されているかどうかは、所得証明書や確定申告書、源泉徴収票で確認してください。

※特別障害者控除と障害者控除は重複して控除できません。